

公益財団法人 認知症予防財団

定 款

公益財団法人 認知症予防財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本財団は、公益財団法人認知症予防財団と称する。

(事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 本財団は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本財団は、認知症の予防及び治療に関する調査研究等、認知症の予防、治療及び介護に関し必要な事業を行い、もって高齢者の健康及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 一 認知症の予防、治療及び介護に関する調査研究
- 二 認知症の予防、治療及び介護に関する知識の普及啓発
- 三 認知症の予防、治療及び介護に関する相談、助言
- 四 認知症に関する各種調査研究の発表及び図書印刷物の刊行
- 五 認知症の予防、治療及び介護に関する調査研究に対する助成
- 六 認知症の予防、治療及び介護に関する人材の育成及びそれに関する資格の認定
- 七 関係諸団体との連携及び協力
- 八 その他本財団の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は、本財団の目的である事業を行うために不可欠なものとして評議員会が定めたものとする。

2 基本財産は、本財団の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき又は基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 本財団の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了する

までの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 本財団の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書
- 三 貸借対照表
- 四 正味財産増減計算書
- 五 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の規定により報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間及び従たる事務所にその写しを3年間備え置き、個人の住所に関する記載を除き一般の閲覧に供するものとする。

- 一 監査報告
- 二 評議員並びに理事及び監事の名簿
- 三 評議員並びに理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

3 定款については、主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

4 貸借対照表は、定時評議員会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(公益目的取得財産残額の算定)

第9条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号に規定する書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第10条 本財団に、評議員5名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第11条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号(以下「法人法」という。))第179条から第195条までの規定に従い、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- 一 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の 3 親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

二 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の 3 分の 1 を超えないものであること

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 15 号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）

3 評議員は、本財団又はその子法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。

（評議員の任期）

第 12 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。また、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 10 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された評議員が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

第 13 条 評議員には、その職務執行の対価として報酬等の支給の基準に従つて報酬を支給することができる。その額は、各年度の総額が 50 万円を超えないものとする。

2 前項の報酬のほか、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第 1 項に規定する報酬等の支給基準については、評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかになるように、評議員会の決議により定めるものとする。

第 5 章 評議員会

（評議員会）

第 14 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 15 条 評議員会は、次の事項について決議する。

- 一 評議員の選任及び解任並びに理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- 二 理事及び監事の報酬等の額並びに評議員、理事及び監事に対する報酬等の支給基準
- 三 貸借対照表、正味財産増減計算書及びこれらの附属明細書並びに財産目録の承認
- 四 定款の変更
- 五 事業の全部の譲渡
- 六 残余財産の帰属の決定
- 七 基本財産の処分又は除外の承認
- 八 その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 16 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、臨時評議員会として必要がある場合に開催する。

（招集）

第 17 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 18 条 評議員会の議長は、出席評議員の中から互選で選ぶ。

（決議）

第 19 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - 一 監事の解任
 - 二 定款の変更
 - 三 基本財産の処分又は除外の承認
 - 四 その他法令で定められた事項
- 3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

（決議の省略）

第 20 条 理事が評議員会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。この場合においては、その手続を第 17 条第 1 項の理事会において定めるものとし、第 18 条から前条までの規定は適用しない。

（議事録）

第 21 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 1 人以上が記名押印しなければならない。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間、従たる事務所に 5 年

間備え置かなければならない。前条の規定により作成した評議員会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第6章 役員

(役員の設定)

第22条 本財団に、次の役員を置く。

- 一 理事 5名以上10名以内
- 二 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を常務理事とする。
- 3 前項の理事長及び常務理事をもって法人法に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は本財団又はその子法人の評議員、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 第1項に規定する理事の選任に際して、各理事について、その理事及びその配偶者又は三親等以内の親族等である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えないように選任するものとする。監事についても同様とする。
- 5 第1項に規定する理事の選任に際して、他の同一の団体（公益法人を除く）の役員又は使用人もしくは職員等である者である理事の合計数が、理事総数の3分の1を超えないように選任するものとする。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本財団を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事会において別に定めるところにより、本財団の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び常務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本財団の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 5 理事又は監事が第22条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期の満

了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 27 条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- 一 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- 二 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第 28 条 役員には、その職務の対価として評議員会において定める総額の範囲内で、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 前項の報酬のほか、役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 第 1 項に規定する報酬等の支給基準については、役員の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、評議員会の決議により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第 29 条 本財団は、法人法第 198 条で準用する同法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

2 本財団は、法人法第 198 条で準用する同法第 115 条第 1 項の規定により、非業務執行理事等との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第 198 条で準用する同法第 113 条で定める最低責任限度額とする。

第 7 章 理事会

(理事会の設置)

第 30 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 31 条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 本財団の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集するものとする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、理事長とする。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、常務理事が理事会の議長となる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案について書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときはこの限りでない。
- 3 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。
- 4 前項の規定は、第 24 条第 4 項に規定する報告については適用しない。

（議事録）

第 35 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 第 1 項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に 10 年間備え置かなければならない。前条第 2 項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても同様とする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 36 条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第 3 条及び第 4 条並びに第 11 条についても適用する。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 38 条の規定はこれを変更することができない。

（解散）

第 37 条 本財団は、次の事由により解散する。

- 一 基本財産の滅失その他の事由による本財団の目的である事業の成功の不能
- 二 その他法令で定められた事由

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 38 条 本財団が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（剰余金の処分制限）

第 39 条 本財団は、剰余金の分配をすることはできない。

（残余財産の帰属）

第 40 条 本財団が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第41条 本財団の公告は、官報に掲載する方法により行う。ただし、貸借対照表については、法人法第199条により準用する同法第128条第3項に規定する措置により開示することができる。

第10章 事務局その他

(事務局)

第42条 本財団に事務局を置き、職員の任免は、事務局長を除き理事長が行う。なお、事務局長の任免は理事会が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(会長)

第43条 本財団に会長を1名置くことができる。

2 会長は、本財団に功労のあった者のなかから、理事会及び評議員会の決議によって選任する。

3 会長は、理事長に対し、本財団の事業の運営について助言を行う。

4 会長には、第26条第1項、第27条及び第28条(第1項を除く。)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「会長」と読み替えるものとする。

(顧問)

第44条 本財団に顧問5名以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本財団に功労のあった者のなかから、理事会の承認を得て、会長がこれを委嘱する。

3 顧問は、理事長の諮問に応じて、理事長に対し、本財団の事業の運営について助言を行う。

4 顧問には、第26条第1項、第27条及び第28条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「顧問」と読み替えるものとする。

(賛助会員)

第45条 本財団の趣旨に賛同し、入会を申し込んだ者を賛助会員とする。

2 賛助会員は、所定の会費を納入するものとする。

3 賛助会員及び会費に関する規定は、理事会の決議をもって別に定める。

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附則

1 この定款は、平成27年6月26日より施行する。

附則

1 この定款は、令和5年6月26日より施行する。